

議案第63号

損害賠償の額を決定することについて

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求める。

1 相手方

住所 埼玉県さいたま市南区沼影一丁目11番1号

氏名 高田製薬株式会社

代表取締役社長 高田 浩 樹

2 事故の概要

令和4年8月25日午前9時40分頃、幸手市東五丁目地内において、経年劣化した水道管の破損により、濁りが生じた水道水が市内大字上吉羽2100番地25に所在する相手方工場に流入し、相手方が設置している部品に損害を生じさせたものである。

3 損害賠償額

金2,673,000円

上記金額の内訳

部品代 2,673,000円

合 計 2,673,000円

令和4年11月30日提出

幸手市長 木村 純 夫

提 案 理 由

水道管の破損に起因し発生した濁り水流入による損害賠償の額を決定したいので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この案を提出するものである。